公益財団法人　日本ライフセービング協会

JLA 競技規則　競技用キャップに関する規則

（目　的）

第１条　本規則は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）が定める「コンペティション・ルールブック（JLA 競技規則)」に基づき、競技用キャップ及びヘルメット（以下「キャップ等」）の登録に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（構　成）

第２条　本規則は、以下の 6 つの規則で構成される。

(1) 基本規則
(2) キャップ登録手順規則
(3) キャップデザイン規則
(4) キャップ審査規則
(5) 競技会でのキャップ使用規則
(6) その他（キャップデザインの利用及び免責事項）

（基本規則）

第３条　キャップ等は、競技会のエントリー締切日までに本協会に登録されていなければならない。

２　キャップ等の登録は、ひとつの団体（チーム）においてオーシャン競技用の 1 登録までとする。プール競技用にあっては、登録を不要とする。

３　キャップ等は、第４条３項の登録用紙に記載された通りでなければならない。

４　経年劣化による変色等を含め、実際のキャップの色と登録時の色が異なる時は、使用を認めない場合がある。

（キャップ登録手順規則）

第４条　キャップ等の登録の手順は次の通りとする。

(1) キャップ等の登録のためには、製作するキャップ等のデザインが適切かどうかを審査する「キャップ申請」と、製作したキャップ等のデザインが申請通りか審査する「キャップ登録」の 2 段階を経ること。
(2) キャップ申請が承認されると、キャップ申請承認証が通達される。
(3) キャップ登録が承認されると、キャップ登録承認証及び登録管理番号が通達される。
(4) キャップ登録承認証が通達されると同時に、キャップ等の登録が完了する。

２　キャップ申請の手順は次の通りとする。

(1) 指定の申請用紙を用いること。
(2) 必要事項を記載し、希望するデザインを描き、本協会事務局（競技審判委員会）宛に提出をすること。
(3) キャップ申請が承認された団体（チーム）は、キャップ等の製作が完了次第、キャップ登録を行うこと。

３　キャップ登録の手順は次の通りとする。

(1) 指定の登録用紙を用いること。
(2) 必要事項を記載し、製作したキャップ等の写真を貼り付け、本協会事務局（競技審判委員会）宛に提出をすること。

(3) キャップ登録が承認された団体（チーム）は、その時点で登録が完了となる。

4　キャップ等の登録が完了した後は、当該団体（チーム）から再登録の手続きがなされない限り、競技会ごとに登録手順を行う必要はない。登録後に何らかの理由により本協会競技審判委員会がキャップ等の登録の変更を求めた場合、当該団体（チーム）代表者と本協会競技審判委員会で協議して対応を行う。

5　キャップ等を登録済みの団体（チーム）がキャップ等のデザインを修正したい場合は、本条２項及び３項の手続きを再度行うこと。この修正が承認された場合、それまでに登録されていたデザイン等は全て取り消される。

6　本規則が改廃されたことで、登録済みのデザインが改廃後の本規則に合致しない場合でも、原則として登録を継続することを可能とする（但し、過去に登録されたデザインであっても、世情を鑑み、継続使用が不適当と判断されるものはこの限りではない）。

7　登録済みの団体（チーム）がキャップ等の登録を抹消したい場合は、その旨を記載した登録取消届を本協会事務局（競技審判委員会）宛に提出をすること。登録取消届の様式は任意とする。

8　キャップ等を登録済みの団体（チーム）が、一定期間において競技会の出場が確認されない場合は、その登録を抹消する場合がある。

（キャップデザイン規則）

第５条　キャップ等のデザインとは、以下を基本とする。

(1) デザインは、図形及び色を組み合わせること。

(2) 識別が困難な細すぎる線や隙間は使わないこと。

(3) キャップ等の製作メーカーや協賛団体・企業などの名称及びロゴ等のデザインは、キャップ等のデザインには含まない。また、縫合糸の太さ及び色はデザインには含まない。但し、開催される競技会の協賛団体・企業などと競合が予想される場合、競技会の規則によりキャップ等に記されている名称及びロゴ等のデザインの掲載を制限する場合がある。

2　オーシャン競技用キャップは、さらに以下を追加する。

(1) 頭部の左右両側（目安として耳介のあたり）に紐を付け、顎の下で結べるようにする。

(2) 他の団体（チーム）のキャップデザインと容易に区別がつくこと。

(3) 団体（チーム）内での区別のため数字を付けることは認めるが、1 か所のみに限り、かつ全てのキャップ等で同じ位置に付け、大きさは 5 ㎝×5 ㎝の面積内に収めること。区別するための数字はキャップ等のデザインには含まない。

（キャップ審査規則）

第６条　キャップ等の登録における審査は、本協会競技審判委員会によって審査し、同委員会の委員長が最終判断をする。

2　キャップ等の登録におけるデザイン等の審査は、以下を基本とする。

(1) 第５条キャップデザイン規則に則っていること。

(2) 遠方からの目視判定にて団体（チーム）の識別や判定ができること。

3　以下に該当する場合、審査を承認せずにデザインの修正を求める場合がある。

(1) キャップ等の形状及びデザインが公序良俗や一般良識に反している。

(2) 既に登録されているデザインと酷似している。

(3) 団体（チーム）の識別や判定に支障をきたすデザインである。

(4) その他の理由により、本協会競技審判委員会により認められない場合。

（競技会でのキャップ使用規則）

第７条　キャップ等の使用は、次の通りとする。

(1) 登録したキャップ等は、オーシャン競技、プール競技及びシミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技での使用を可能とする。

(2) プール競技用として用意したキャップ等があり、かつオーシャン競技用とはデザインが異なる場合は、プール競技及びシミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技での使用を可能とする。

(3) 登録したオーシャン競技用キャップと、プール競技用に用意したキャップのデザインが同一である場合に限り、プール競技及びシミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技において、オーシャン競技用キャップとプール競技用に用意したキャップの混在使用を可能とする。

（キャップデザインの利用）

第８条　本協会が主催及び認定する競技会運営のため、本協会の広報活動のため、及びその他本協会が必要と認めた目的のために、登録されているキャップ等のデザインを無償で活用する。デザイン考案者及び各団体（チーム）の代表者は、これを承諾したうえでキャップ等の登録を行うこと。

（免責事項）

第９条　キャップ等の登録が完了したとしても、本協会はそのデザインが他に類似していないことを保証するものではない。

２　キャップ等の登録後に、他の団体（チーム）又は第三者からデザインの類似／盗用の指摘があっても、本協会はその紛争に関知及び仲裁はしない。この場合、当事者間で解決をすること。

３　紛争中、当該デザインの登録済みのキャップ等は、新たに登録又は修正の申請が出されるまで利用可能とする。

４　紛争解決後、当該デザインの修正が必要であれば、本規則第４条５項の手順に従い変更をすること。

５　キャップ等の登録後に、他との類似が明らかとなり、本協会が活用したため真の著作権者から損害賠償等を請求された場合、本協会は当該デザインを申請した団体（チーム）又は個人にその損害を請求する。

（改　廃）

第 10 条　本規則の改廃は、本協会ライフセービングスポーツ本部長及び副本部長の承認を経てこれを行う。

附　則

本規則は 2021 年 12 月 19 日から施行する。

改正（第２号）は 2023 年３月 20 日から施行する。